

兵庫県公報

平成27年8月28日 金曜日 第2726号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗＝県旗)

目次

告 示		ページ
○ 国土調査の成果の認証（農地整備課）	1
○ 漁獲共済の義務加入同意成立届の確認（水産課）	2
○ 保安林の指定の予定通知（豊かな森づくり課）	2
○ 同 上（同）	3
○ 土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定の解除（水大気課）	3
○ 同 上（同）	3
○ 公共測量が終了した旨の通知（契約管理課）	4
○ 同 上（同）	4
○ 土砂災害警戒区域の指定（砂防課）	4
○ 平成19年兵庫県告示第688号（土砂災害警戒区域の指定）の一部改正（同）	4
○ 平成19年兵庫県告示第689号（土砂災害警戒区域の指定）の一部改正（同）	5
○ 平成20年兵庫県告示第235号（土砂災害警戒区域の指定）の一部改正（同）	5
○ 平成19年兵庫県告示第1132号（土砂災害警戒区域の指定）の一部改正（同）	5
○ 平成23年兵庫県告示第162号（土砂災害警戒区域の指定）の一部改正（同）	5
○ 土砂災害特別警戒区域の指定（同）	5
○ 同 上（同）	6
公 告		
○ 大規模小売店舗に対する市町の意見の概要（都市計画課）	7
○ 落札者等の公示（管理課）	8
病院局公告		
○ 入札公告	8
公安委員会告示		
○ 警備員指導教育責任者講習の実施	13
正 誤		
○ 平成24年6月29日付け兵庫県公報号外中	15
○ 平成27年6月30日付け兵庫県公報第2709号中	16

告 示

兵庫県告示第718号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。
平成27年8月28日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 (1) 調査を行った者の名称
豊岡市
- (2) 調査を行った期間
平成23年5月から平成25年12月まで
- (3) 成果の名称
豊岡市（大字但東町奥赤の一部）の地籍図及び地籍簿
- (4) 調査を行った地域
豊岡市但東町奥赤の一部
- (5) 認証年月日
平成27年8月14日

- 2 (1) 調査を行った者の名称
神崎郡神河町
- (2) 調査を行った期間
平成25年6月から平成27年1月まで
- (3) 成果の名称
神河町（大字作畑の一部）の地籍図及び地籍簿
- (4) 調査を行った地域
神崎郡神河町作畑の一部
- (5) 認証年月日
平成27年8月14日
- 3 (1) 調査を行った者の名称
揖保郡太子町
- (2) 調査を行った期間
平成24年8月から平成26年12月まで
- (3) 成果の名称
太子町大字吉福の一部②の地籍図及び地籍簿
- (4) 調査を行った地域
揖保郡太子町吉福の一部
- (5) 認証年月日
平成27年8月14日



兵庫県告示第719号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定により届出があった義務加入同意成立届を審査した結果、次の加入区については同法第108条第2項の規定による同意があったものと認めた。

平成27年8月28日

兵庫県知事 井戸敏三

加 入 区		同意成立年月日
区 域 名	区 分	
林崎区域	のり養殖業を兼業しない者が営む総トン数10トン未満の漁船により主として船びき網を使用して営む漁業	平成27年7月30日
林崎区域	のり養殖業を兼業しない者が営む総トン数10トン未満の漁船により主としてたこつぼを使用して営む漁業	同



兵庫県告示第720号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成27年8月28日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 保安林予定森林の所在場所
養父市八鹿町小佐字井谷1281、1282、1284、1285
- 2 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局朝来農林振興事務所及び養父市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第721号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成27年 8月28日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 保安林予定森林の所在場所
養父市川原場字道ノ空424（次の図に示す部分に限る。）、421の1、422の1、422の2、423、425から427まで、429、431、434、435、438、440、447、449、451、宇前田483、488、489の1
- 2 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局朝来農林振興事務所及び養父市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第722号

土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第2項の規定により、形質変更時要届出区域の指定の一部を次のとおり解除する。

平成27年 8月28日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定を解除する区域
平成26年兵庫県告示第889号により指定した区域（豊岡市中陰字大海445番1、上陰字今島185番1の一部）の一部
- 2 特定有害物質の名称
鉛及びその化合物



兵庫県告示第723号

土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第2項の規定により、形質変更時要届出区域の指定を次のとおり解除する。

平成27年 8月28日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定を解除する区域
平成26年兵庫県告示第1130号により指定した区域（加東市社字山本1312番6、1312番7の一部）の全部
- 2 特定有害物質の名称

鉛及びその化合物



兵庫県告示第724号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、播磨町から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

平成27年 8月28日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類
公共測量（公共基準点新設測量）
- 2 作業期間
平成27年 6月16日から同年 8月 6日まで
- 3 作業地域
加古郡播磨町東本荘 2丁目



兵庫県告示第725号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、西宮市から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

平成27年 8月28日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類
2級基準点測量（新設）
- 2 作業期間
平成26年11月12日から平成27年 7月31日まで
- 3 作業地域
西宮市青葉台 2丁目外 地区



兵庫県告示第726号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成27年 8月28日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
天神川 I - 2 (231010025)	多可郡多可町中区徳畑 (別図17のとおり)	土石流

（別図17は省略し、これらの図面を兵庫県県土整備部土木局砂防課、北播磨県民局加東土木事務所及び多可町役場に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第727号

平成19年兵庫県告示第688号（土砂災害警戒区域の指定）の一部を次のように改正する。

なお、これらの図面は、兵庫県県土整備部土木局砂防課、北播磨県民局加東土木事務所及び多可町役場に備え置いて縦覧に供する。

平成27年 8月28日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

徳畑(3)Ⅲ(131010021)の項中別図21、天神南川 I (231010012)の項中別図50、天神川 I (231010013)の項中別図51を改める。



兵庫県告示第728号

平成19年兵庫県告示第689号（土砂災害警戒区域の指定）の一部を次のように改正する。

なお、これらの図面は、兵庫県県土整備部土木局砂防課、北播磨県民局加東土木事務所及び多可町役場に備え置いて縦覧に供する。

平成27年 8月28日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

鳥羽(6)Ⅲ (131020009) の項中別図 9、轟Ⅱ (131020012) の項中別図12、豊部(6)Ⅲ (131020028) の項中別図28、山野部Ⅲ (131020045) の項中別図45を改める。



兵庫県告示第729号

平成20年兵庫県告示第235号（土砂災害警戒区域の指定）の一部を次のように改正する。

なお、これらの図面は、兵庫県県土整備部土木局砂防課、北播磨県民局加東土木事務所及び多可町役場に備え置いて縦覧に供する。

平成27年 8月28日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

坂本(3)Ⅲ (131030025) の項中別図25、坂本(4)Ⅲ (131030026) の項中別図26、下村(1)Ⅲ (131030037) の項中別図37、下村(2)Ⅲ (131030038) の項中別図38、中野間(12)Ⅲ (131030061) の項中別図61、仕出原(4)Ⅲ (131030074) の項中別図74、仕出原(5)Ⅲ (131030075) の項中別図75、大和(26)Ⅱ (131030111) の項中別図111、大和(44)Ⅲ (131030129) の項中別図129を改める。



兵庫県告示第730号

平成19年兵庫県告示第1132号（土砂災害警戒区域の指定）の一部を次のように改正する。

なお、これらの図面は、兵庫県県土整備部土木局砂防課、但馬県民局豊岡土木事務所及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成27年 8月28日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

中藤東谷Ⅱ (210060164) の項中別図136を改める。



兵庫県告示第731号

平成23年兵庫県告示第162号（土砂災害警戒区域の指定）の一部を次のように改正する。

なお、これらの図面は、兵庫県県土整備部土木局砂防課、但馬県民局豊岡土木事務所及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成27年 8月28日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

菅川右支溪第一Ⅱ (210050052) の項中別図186を改める。



兵庫県告示第732号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成27年 8月28日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項

徳畑(3)Ⅲ (131010021)	多可郡多可町中区徳畑 (別図 1 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図 1 のとおり
鳥羽(6)Ⅲ (131020009)	多可郡多可町加美区鳥羽 (別図 2 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図 2 のとおり
轟Ⅱ (131020012)	多可郡多可町加美区轟 (別図 3 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図 3 のとおり
豊部(6)Ⅲ (131020028)	多可郡多可町加美区豊部 (別図 4 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図 4 のとおり
山野部Ⅲ (131020045)	多可郡多可町加美区山野部 (別図 5 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図 5 のとおり
坂本(3)Ⅲ (131030025)	多可郡多可町八千代区坂本 (別図 6 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図 6 のとおり
坂本(4)Ⅲ (131030026)	多可郡多可町八千代区坂本 (別図 7 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図 7 のとおり
下村(1)Ⅲ (131030037)	多可郡多可町八千代区下村 (別図 8 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図 8 のとおり
下村(2)Ⅲ (131030038)	多可郡多可町八千代区下村 (別図 9 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図 9 のとおり
中野間(12)Ⅲ (131030061)	多可郡多可町八千代区中野間 (別図10のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図10のとおり
仕出原(4)Ⅲ (131030074)	多可郡多可町八千代区仕出原 (別図11のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図11のとおり
仕出原(5)Ⅲ (131030075)	多可郡多可町八千代区仕出原 (別図12のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図12のとおり
大和(26)Ⅱ (131030111)	多可郡多可町八千代区大和 (別図13のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図13のとおり
大和(44)Ⅲ (131030129)	多可郡多可町八千代区大和 (別図14のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図14のとおり
天神南川Ⅰ (231010012)	多可郡多可町中区徳畑 (別図15のとおり)	土石流	別図15のとおり
天神川Ⅰ (231010013)	多可郡多可町中区徳畑 (別図16のとおり)	土石流	別図16のとおり
天神川Ⅰ-2 (231010025)	多可郡多可町中区徳畑 (別図17のとおり)	土石流	別図17のとおり

(別図 1 から別図17までは省略し、これらの図面を兵庫県県土整備部土木局砂防課、北播磨県民局加東土木事務所及び多可町役場に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第733号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成27年 8月28日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
坪井Ⅱ (110050019)	豊岡市出石町宮内 (別図1のとおり)	急傾斜地の崩壊
榎見(2)Ⅱ (110050073)	豊岡市出石町上村 (別図2のとおり)	急傾斜地の崩壊
河本(5)Ⅱ (110060108)	豊岡市但東町河本 (別図3のとおり)	急傾斜地の崩壊
唐川(3)Ⅱ (110060148)	豊岡市但東町唐川 (別図4のとおり)	急傾斜地の崩壊
赤花(6)Ⅱ (110060244)	豊岡市但東町赤花 (別図5のとおり)	急傾斜地の崩壊
佐田川Ⅱ (210060023)	豊岡市但東町佐田 (別図6のとおり)	土石流
奥藤西下谷Ⅱ (210060169)	豊岡市但東町奥藤 (別図7のとおり)	土石流
大光寺川支流 (210060217)	豊岡市但東町小坂 (別図8のとおり)	土石流

(別図1から別図8までは省略し、これらの図面を兵庫県県土整備部土木局砂防課、但馬県民局豊岡土木事務所及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。)

公 告

大規模小売店舗に対する市町の意見の概要

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第1項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。

なお、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成27年 8月28日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名称 山陽マルナカ西宮店
 所在地 西宮市浜松原町21番地1
- 2 同法第8条第1項の規定により西宮市から聴取した意見の概要
 - (1) 道路交通にかかると事項
 - ア 駐車場出入口に交通整理員を配置するなど、適切な交通誘導を行うこと。
 - イ 来退店車両や荷捌きの車両等が周辺の生活道路内に入り込まないように、適切な交通誘導計画を行うこと。
 - ウ 変更後に交通安全上において問題が生じた場合は、直ちに対策を講じること。
 - (2) 騒音の発生等にかかると事項
 - ア 来店客が駐車場を利用する時間が早朝から深夜にまで及ぶことになるため、来店客の騒音について、これまで以上にアイドリングストップの啓発等の配慮をすること。
 - イ 運搬車両や荷物の積み下ろしに伴う騒音等についても、作業の時間帯を考慮する、隣接する住居から離れた場所で作業を行う等、これまでどおり近隣に十分配慮すること。
 - (3) 周辺住民の周知について
 営業時間に関することは、周囲の住環境への影響が大きいと思われ、また現行の「開発事業等におけるまちづくりに関する条例」においても、営業時間等に関することは、近隣協議の対象としているため、変

更内容（開店時間の延長）について、地元自治会や周辺住民へ周知徹底すること。

(4) 自転車対策について

敷地内で自転車駐輪場の確保及び安全の措置を講じること。

3 意見書の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び阪神北県民局宝塚木事務所まちづくり建築課

(2) 縦覧期間

平成27年 8月28日から 1月間



落札者等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。

平成27年 8月28日

契約担当者

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 落札に係る物品の名称及び数量

教員用コンピューター式（賃貸借）

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

兵庫県出納局管理課 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

3 落札者を決定した日

平成27年 8月 4日

4 落札者の名称及び住所

日通商事株式会社 大阪支店 大阪市北区梅田3丁目2番103号

5 落札金額

3,239,676円（月額）

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札公告をした日

平成27年 6月23日

病 院 局 公 告

入札公告

下記の工事について制限付き一般競争入札（事後審査型）に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6の規定により、次のとおり公告する。

平成27年 8月28日

兵庫県病院事業 契約担当者

兵庫県病院事業管理者 西 村 隆一郎

1 入札に付する事項

(1) 工事名

県立リハビリテーション中央病院非常用放送設備更新工事

(2) 工事場所

神戸市西区曙町1070

(3) 工事概要

工種 電気工事

非常用放送設備の更新

(4) 施工期間

着工の日から平成28年 3月25日（金）まで

(5) 最低制限価格

有

(6) 低入札調査基準価格及び調査最低制限価格

無

(7) 入札方式

制限付き一般競争入札（事後審査型）（価格競争）

(8) 契約締結予定日

平成27年10月上旬予定

(9) 支払条件

ア 前払金 有

イ 中間前払金 有

ウ 部分払 有

履行期間中 2回以内とする。

エ 中間前払金と部分払の選択該当工事の別 有

2 応募方法

単独企業による。

3 入札参加資格

財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第81条の3に定める工事契約に係る入札参加資格者名簿に登録されている者で、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

(1) 資格要件

ア 政令第167条の4の規定に基づく兵庫県の入札参加資格制限基準による入札参加の資格制限（以下「入札参加資格制限」という。）に該当しないこと。

イ 建設業法（昭和24年法律第100号）の規定による電気工事業に係る建設業の許可を有すること。

ウ 兵庫県の一般競争入札参加資格の工種が電気工事であること。

エ 建設業法の規定による総合評定値通知書の有効期間が契約締結予定日までであること。

なお、確認基準日において有効な総合評定値通知書を有するが、その総合評定値通知書の有効期間が契約締結予定日までに失効する場合は、資格確認日において契約締結予定日まで有効な総合評定値通知書を有していること。

オ 兵庫県神戸県民センター管内、東播磨県民局管内及び北播磨県民局管内に建設業の許可を受けた主たる営業所を有する者であって、平成27年度兵庫県建設工事に係る入札参加資格者名簿の電気工事においてB等級（技術・社会貢献評価値数値10点以上の者に限る。）に格付けされていること。

カ 兵庫県の指名停止基準に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）を受けていないこと。

キ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て（旧会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づくものを含む。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと（ただし、それぞれの申立てに係る開始の決定がなされている者については、契約担当者が経営状況等を勘案して入札参加資格を認めることができる。）。

ク 本工事に係る設計業務等の受注者でなく、また、次の(イ)又は(ウ)に該当しないこと。

(イ) 本工事に係る設計業務等の受注者 株式会社黒田建築設計事務所

(ウ) 当該受注者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資総額の100分の50を超える出資をしている者。

(ウ) 代表権を有する役員が、当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている者

ケ 兵庫県発注の建築工事に係る低入札価格調査工事を下記6(1)の提出期限の日（確認基準日）までに完了しない者は、建築工事における資格格付要領第4条の規定による平均工事成績点が65点以上であること。

(2) 配置予定技術者の要件

ア 次に掲げる基準を満たす建設業法の規定による主任技術者又は監理技術者を適正に配置できること。

(イ) 原則として、建設業法に規定する営業所における専任技術者でないこと。

(ウ) 入札参加申込者と直接かつ恒常的な雇用関係（原則として、入札参加申込日以前に3箇月以上の雇用関係）があること。

イ 同一の技術者を重複して複数の工事の配置予定技術者とする場合において、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができなくなったときは、入札してはならず、入札参加申込みをした者は直ちに当該申込みの取下げ又は入札の辞退を行うこと。

ウ 落札者は、提出した資料に記載した配置予定技術者を、当該工事現場に配置すること。

なお、病休、死亡、退職等の極めて特別な場合を除いて、契約期間中は、当該配置予定技術者を変更することは認めない。

4 契約条項を示す期間及び場所

建設工事請負契約書等については、次のとおり閲覧に供する。

(1) 閲覧期間

平成27年8月28日（金）から同年9月17日（木）まで（土曜日及び日曜日を除く。）

午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

(2) 閲覧場所（公告事務を担当する部局）

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

兵庫県病院局経営課業務班

電話（078）341-7711 内線3476

5 入札参加資格確認資料の交付

(1) 交付期間

平成27年8月28日（金）から同年9月11日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）

午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

(2) 交付場所

前記4(2)に同じ

(3) 交付方法

無償で配布する。ただし、設計図書については、設計図書貸与申込書を提出した翌日から起算して4日以内に貸与する。

なお、貸与した設計図書については、入札後速やかに返却すること。

6 入札参加の手続

本工事の入札参加を希望する者は、入札参加申込書及び設計図書貸与申込書（以下「申込書等」という。）を次に定めるところに持参により提出すること。

(1) 提出期間

平成27年8月28日（金）から同年9月11日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）

午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

(2) 提出場所

前記4(2)に同じ

(3) 提出部数

1部

(4) 提出資料等

ア 制限付き一般競争入札（事後審査型）入札参加申込書（様式2号の2）

イ 設計図書貸与申込書（様式9号）

(5) その他

ア 申込書等の作成及び提出に要する費用は、入札参加申込者の負担とする。

イ 提出された申込書等は、入札参加者の確認以外に入札参加申込者に無断で使用しない。

ウ 提出された申込書等は、返却しない。

エ 入札参加申込期限日以降は、原則として申込書等の差替え及び再提出は認めない。

7 設計図書に対する質問

(1) 設計図書に対する質問

設計図書に対する質問がある場合は、次に従い書面（様式は任意）により提出すること。

ア 提出期間

平成27年8月31日（月）から同年9月8日（火）まで（土曜日及び日曜日を除く。）

午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

イ 提出場所

前記4(2)に同じ

(2) 回答書の閲覧

ア 閲覧期間

平成27年9月11日（金）から同月17日（木）まで（土曜日及び日曜日を除く。）

午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

イ 閲覧場所

前記4(2)に同じ

8 入札手続等

(1) 入札及び開札の日時

平成27年9月18日（金）午前10時

(2) 入札及び開札の場所

神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

兵庫県庁西館 1階小入札室

(3) 入札の方法

上記(1)の日時に、上記(2)の場所へ直接入札書を提出すること。

(4) 入札保証金

免除する。

(5) 入札に関する条件

ア 入札書が所定の場所に所定の日時までには到達していること。

イ 入札者又はその代理人が本工事の入札について2通以上した入札でないこと。

ウ 本工事の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

エ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

オ 入札書に入札金額、入札者の記名及び押印があり、これらと入札内容が分明であること。

カ 入札金額は、特に指示したとき以外は、契約対象となる1件ごとの総価格とすること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。ただし、特に指示したときは、この限りではない。

キ 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

ク 代理人が入札をする場合は、入札する前に契約担当者あての委任状を提出すること。

ケ 第1回目の入札に際し、第1回目の入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書（設計図書に示す様式）を提出すること。

コ 入札の執行回数は2回を限度とし、初度の入札において落札候補者がいない場合は、直ちに再度の入札を行う。

なお、落札候補者がいる場合であって、下記9において、全ての落札候補者について入札参加資格がないとしたときは、日を改めて再度の入札を行う。

サ 再度の入札に参加できる者は、次のいずれかの条件を具備した者であること。

(7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者（最低制限価格が設けられたときは、初度の入札において、当該価格に達しない価格で入札した者を除く。）

(4) 初度の入札において上記アからキまでの条件に違反し無効となった入札者のうちア、ウ又はエに違反し無効となった者以外の者

シ 落札金額が200万円（消費税及び地方消費税を含む。）を超える場合には、落札候補者が暴力団でないこと等についての誓約書を下記9(2)入札資格確認資料の提出期間中に提出すること。

(6) 無効とする入札

ア 本公告に示した入札参加資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

イ 開札時において入札参加資格のない者のした入札は、入札参加資格があることを確認された者のした入札であっても、無効とする。

ウ 申込書等に虚偽の記載をした者のした入札は、無効とする。

(7) 入札に際しての注意事項

ア 関係法令を遵守し、信義誠実の原則を守り、いやしくも県民の信頼を失うことのないよう努めること。

イ 不正、その他の理由により、競争の実益がないと契約担当者が認めるときは、入札を取り消すことがあり、天変地異等のやむを得ない事由が生じたときは、入札の執行を中止することがある。

なお、これらの場合における損害は、入札参加者の負担とする。

ウ 入札金額は、アラビア数字を用いて記載すること。

エ 工事費内訳書は参考図書として提出を求めるものであり、その内容が入札金額、契約金額等を拘束するものではない。ただし、提出された工事費内訳書の内容等について、入札執行職員が説明を求めることがあるので、内訳明細を必ず入札会場に持参すること。

なお、工事費内訳書の提出は持参によるものとし、工事名及び入札参加者名を記載して、工事費内訳書在中と朱書した封筒に封入すること。

オ 建設業退職金共済制度掛金相当額が諸経費の中に積算されているので、入札金額にこれを含めて見積もること。

なお、同制度の対象労働者を雇用しているにもかかわらず同制度に加入していない者は、速やかに同制度に加入すること。

カ 入札書は、記名押印の上封筒に入れ、封筒には入札書と表記し、宛名及び工事名に併せて、入札参加者が法人であるときは名称及び代表者名を、個人であるときは商号及び氏名を記載すること。

キ 入札書は、上記(1)の日時に、上記(2)の場所で、入札執行職員の指示に従って入札書（封書）を入札箱に直接投入すること。

ク 入札書（封書）を投函した後においては、入札書を書き換え、引き換え又は撤回することはできない。

ケ 入札を希望しない者は、入札辞退届を提出して入札を辞退することができる。

9 落札候補者の決定方法及び入札参加資格確認資料の提出

(1) 病院局会計規程（平成14年兵庫県病院局管理規程第17号）第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうちから、落札候補者を決定する。

(2) 落札候補者として入札執行者から入札資格確認資料の提出を求められた場合は、提出を指示された日の翌日から起算して2日以内（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）に提出すること。

ア 提出部数

1部

イ 提出資料等

(7) 配置予定技術者の資格

入札参加資格があることを判断できる配置予定技術者の資格を様式6号に記載すること。

なお、記載件数は技術者3名以内とし、資格証明書等の写しを添付すること。

(4) 建設業の許可及び経営事項審査結果

入札参加資格があることを判断できる建設業の許可状況等を様式7号に記載するとともに、次に掲げる書類を添付すること。

a 建設業の許可

許可に係る通知書の写し

b 経営事項審査結果

建設業法第27条の29の規定による総合評定値通知書の写し

c 設計業務受託者関係

本工事に係る設計業務の受託者と関係がある場合は、関係が確認できる登記簿謄本等の写し

ウ 提出方法

前記4(2)の場所に持参する。

エ 資料の作成及び提出に要する費用は、資料の提出を求められた者の負担とする。

オ 提出された資料は、入札参加資格の確認以外に資料の提出を求められた者に無断で使用しない。

カ 提出された資料は返却しない。

キ 資料を提出した結果、入札参加資格がないと認められた者は、別に定める期限までに、契約担当者に対して、その理由について書面（様式は任意）を持参（郵送又は電送によるものは受け付けない。）し、説明を求めることができる。

ク 入札参加資格確認資料の提出を求められた者が資料を上記(2)の提出期間内に提出しないとき、又は入札執行者の指示に応じないときは、その者のした入札は入札参加資格がない者のした入札とみなし、無効とする。

10 落札者の決定方法

(1) 落札候補者のうち、入札参加資格があると認められた者を落札者とする。ただし、その者により当該契

約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約することが公正な取引の秩序を乱すおそれがある著しく不相当であると認めるときは、その者を落札者としなないことがある。

- (2) 最低制限価格を設けた場合は、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。
- (3) 落札候補となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、くじ引きを実施して落札者を決定する。この場合において、くじを引くことを辞退することはできない。
なお、落札となるべき同価の入札をした者のうちくじを引かない者があるときは、当該入札事務に関係のない職員が代わってくじを引くことにより落札者を決定する。

11 契約の締結

- (1) 落札決定の日から7日以内に、兵庫県病院局が作成した建設工事請負契約書により契約を締結する。
- (2) 落札決定後契約締結までの間に、落札者が入札参加資格制限に該当した場合又は指名停止を受けた場合は、契約を締結しない。

12 契約保証金

落札者は、契約の締結までに、契約金額（入札書記載金額に消費税及び地方消費税の額を加算した金額）の100分の10以上の契約保証金を納付すること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部を納める必要はない。

- (1) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供があったとき。
- (2) 債務不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、兵庫県が確実と認める金融機関又は公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）に基づき登録を受けた保証事業会社の保証があったとき。
- (3) 債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証があったとき。
- (4) 兵庫県を被保険者とした債務の不履行により生ずる損害を填補する履行保証保険契約の締結があったとき。

13 その他

- (1) 契約を締結した者は、当該工事の施工に必要な枚数の建設業退職金共済証紙を購入し、契約締結後1箇月以内に、同証紙購入の際に金融機関が発行する発注者用掛金収納書を契約担当者に提出すること。
- (2) 工事の施工に当たっては、建設業法に規定するところにより主任技術者又は監理技術者を適正に配置すること（工事現場ごとに専任の者でなければならない場合には、特に注意すること。）。
- (3) 契約を締結した者は、この建設工事の一部について締結する請負契約及び資材又は原材料の購入契約その他のこの契約の履行に伴い締結する契約（以下「下請契約等」という。）を締結する場合において、その契約金額（同一の者と複数の下請契約等を締結する場合は、その合計金額）が200万円を超えるときには、その相手方が暴力団でないこと等についての誓約書を提出させ、当該誓約書の写し（「暴力団排除に関する特約」第3項の規定により下請契約等に定めた規定により提出させた誓約書の写しを含む。）を兵庫県に提出すること。
- (4) 契約手続において使用する言語は日本語とし、通貨は日本国通貨とする。
- (5) 入札参加申込者数及び入札参加申込者名は、入札執行後まで公表しない。

公 安 委 員 会 告 示

兵庫県公安委員会告示第267号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「新規取得講習」という。）及び警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「規則」という。）第6条第1項に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「追加取得講習」という。）について、規則第2条の規定により、次のとおり公示する。

平成27年 8月28日

兵庫県公安委員会

委員長 辰 馬 章 夫

1 新規取得講習及び追加取得講習に係る警備業務の区分等

- (1) 警備業務の区分

法第2条第1項第3号に規定する警備業務（以下「運搬警備業務」という。）

(2) 実施日

ア 新規取得講習

平成27年10月6日（火）から同月14日（水）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の6日間

イ 追加取得講習

平成27年10月9日（金）から同月14日（水）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の3日間

(3) 実施場所

神戸市中央区御幸通6丁目1番12号 三宮ビル東館8階教育センター

(4) 修了考査の実施

新規取得講習、追加取得講習ともに、10月14日（水）に修了考査（新規取得講習は40問100分、追加取得講習は14問35分）を実施する。

2 受講定員

新規取得講習及び追加取得講習の受講者の合計で30人とする。

3 受講対象者

受講対象者は、講習の区分ごとに、次に掲げるとおりとする。

(1) 新規取得講習

受講申込日において、次のいずれかに該当する者

ア 最近5年間に運搬警備業務に従事した期間が通算して3年以上ある者

イ 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（運搬警備業務に係るものに限る。以下「1級検定」という。）の合格証明書の交付を受けている者

ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定（運搬警備業務に係るものに限る。以下「2級検定」という。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上運搬警備業務に従事しているもの

エ 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（運搬警備業務に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。）の合格証の交付を受けている者

オ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（運搬警備業務に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。）に係る合格証の交付を受けている警備員であって、当該合格証の交付を受けた後、継続して1年以上運搬警備業務に従事しているもの

(2) 追加取得講習

法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は規則第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（運搬警備業務に係るものを除く。以下「指導教育責任者資格者証等」という。）の交付を受けている者で、次のいずれかに該当するもの

ア 最近5年間に運搬警備業務に従事した期間が通算して3年以上ある者

イ 1級検定に係る合格証明書の交付を受けている者

ウ 2級検定に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上運搬警備業務に従事しているもの

エ 旧1級検定に係る合格証の交付を受けている者

オ 旧2級検定に係る合格証の交付を受けている警備員であって、当該合格証の交付を受けた後、継続して1年以上運搬警備業務に従事しているもの

4 受付期間

新規取得講習及び追加取得講習ともに平成27年9月7日（月）から同月18日（金）までの間（土曜日、日曜日及び祝日を除く午前10時00分から午後5時30分まで）

5 申込先

兵庫県内の各警察署の生活安全課（生活安全第一課、生活安全第二課及び刑事生活安全課を含む。以下同じ。）の警備業担当係

6 申込時の提出書類

(1) 新規取得講習を受講しようとする者

ア 警備員指導教育責任者講習受講申込書1通

イ 次に掲げるいずれかの書面

(7) 前記3の(1)のアに該当する者については、運搬警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書及び履歴書

(4) 前記3の(1)のイに該当する者については、1級検定に係る合格証明書の写し

(7) 前記3の(1)のウに該当する者については、2級検定に係る合格証明書の写し及び当該警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書

(4) 前記3の(1)のエに該当する者については、旧1級検定に係る合格証の写し

(4) 前記3の(1)のオに該当する者については、旧2級検定に係る合格証の写し及び当該警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書

(2) 追加取得講習を受講しようとする者

ア 警備員指導教育責任者講習受講申込書1通

イ 指導教育責任者資格者証等の写し

ウ 次に掲げるいずれかの書面

(7) 前記3の(2)のアに該当する者については、運搬警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書及び履歴書

(4) 前記3の(2)のイに該当する者については、1級検定に係る合格証明書の写し

(7) 前記3の(2)のウに該当する者については、2級検定に係る合格証明書の写し及び当該警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書

(4) 前記3の(2)のエに該当する者については、旧1級検定に係る合格証の写し

(4) 前記3の(2)のオに該当する者については、旧2級検定に係る合格証の写し及び当該警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書

7 受講手数料

新規取得講習は38,000円、追加取得講習は14,000円相当額の兵庫県収入証紙を講習初日に納付するものとする。

8 受講日の携行品

筆記用具、印鑑及び参考書（警備業法令集等）

9 その他

(1) 受講者の確定は先着順とし、受講定員に達した時点で申込みを締め切る。

(2) 申込みは、原則として、受講者本人が行うものとする。

(3) 郵送による申込みは、受け付けない。

(4) 受講者は、自己の本籍及び氏名は住民票等により確認し、受講申込書の記載に誤りがないようにすること。

(5) 申込日に、警備業務経験通算年月について確認を行う。

(6) 警備員指導教育責任者講習受講申込書については、兵庫県内の各警察署の生活安全課及び一般社団法人兵庫県警備業協会において配布する。

10 講習委託先

神戸市中央区御幸通6丁目1番12号 三宮ビル東館8階

一般社団法人兵庫県警備業協会

11 問合せ先

(1) 兵庫県内の各警察署の生活安全課

(2) 兵庫県警察本部生活安全部生活安全企画課

電話 (078) 341-7441 内線3046

(3) 一般社団法人兵庫県警備業協会

電話 (078) 252-0166

正

誤

○平成24年6月29日付け（兵庫県公報号外）

兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則（平成24年兵庫県規則第37号）中

